

平成23年度第1回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 (兼新居浜市地域密着型サービス運営委員会) 議事録

1 開催日時 平成23年5月19日(木) 14:00~

2 開催場所 市役所3階 応接会議室

3 出席者

委員：秋月委員、浅井委員、岩崎委員、沖委員、岸委員、坂上委員、芝委員、神野委員、
前田委員、宮内委員、山内委員、山本委員（12名）
事務局：地域包括支援センター 所長・高岸、副所長・高橋
介護福祉課 係長・峯、

4 会議内容

- (1) 平成22年度の地域包括支援センター事業報告について
- (2) 地域密着型サービス事業者の審査について
- (3) その他

5 議事録

会長	<p>第1回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入ります前に、委員の出席状況及び事務局の4月における人事異動による職員の紹介を行います。本日の会議は、委員数14名に対し出席委員12名で、新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第6条の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>次に職員の異動でございますが、地域包括支援センターでは、所長が曾我部から高岸（挨拶）に、副所長が藤田から高橋（挨拶）に、介護福祉課では、課長が神野から曾我部（欠席）に、事務所指導係長が山本から峯（挨拶）に、代わっております。よろしくお願いします。</p> <p>それではただいまから議事に入りますが、委員の皆様の忌憚のない活発なご意見をお願いいたします。</p> <p>まず、議題の（1）「平成21年度の地域包括支援センター事業報告について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは皆様にお配りしています資料1「平成21年度地域包括支援センター事業実施状況」についてご説明いたします。</p> <p>まず新予防給付マネジメントですが、新規契約数は398件、介護予防プランの</p>

	<p>作成件数は13,320件となっております。</p> <p>次に、一般高齢者施策事業の内、介護予防教室は16回の開催で、延べ353名の方が参加しました。また、地域介護予防活動支援事業として、ふれあい・いきいきサロンへ講師を10回派遣し、そのふれあい・いきいきサロンのお世話をしている方を対象に、ボランティア養成講座を3回開催しました。</p> <p>次に、総合相談支援事業の相談受付件数でございますが、地域包括支援センターにおいて330件、9か所のブランチにおいて2,924件の相談を受け付けております。</p> <p>権利擁護事業では、高齢者虐待に関する相談受付件数が22件、成年後見制度に関する相談ケースが、14件ございました。</p> <p>次に、包括的継続的ケアマネジメントですが、地域ケアネットワーク推進協議会を66回開催いたしました。これは各小学校区において、年間3回から4回程開催しております。</p> <p>その他事業の内、家族介護教室は47回開催し、延べ940人が参加しております。また、介護相談員派遣事業としまして、延べ530人の介護相談員を派遣いたしました。</p> <p>また資料2は、地域包括支援センターの運営に関する決算内訳書です。</p> <p>1 地域支援事業として、歳入は、国庫支出金、県支出金、その他、一般財源として、計96,433千円となっております。</p> <p>歳出として、先程説明しました事業を実施し、介護予防一般高齢者施策事業費、介護予防特定高齢者施策事業費これにつきましては、補助率は国が25%、県が12.5%、その他50%、一般財源が12.5%となっております。以下、包括支援センター管理事業費、総合相談権利擁護事業費、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、家族介護教室事業費、介護相談員派遣事業費につきましては、補助率は国が40%、県が20%、その他20%、一般財源が20%という内容であります。</p> <p>2 指定介護予防支援事業としては、ケアプラン作成ということで歳入が67,340千円、歳出も67,340千円となっています。</p> <p>以上が平成21年度の地域包括支援センター事業の実施状況でございます。</p> <p>会長 ありがとうございました。ただいま事務局から「平成21年度の地域包括支援センター事業報告」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑応答なし)</p> <p>議題の(1)「平成21年度地域包括支援センター事業報告」については、事務局の報告どおり承認することいたします。</p> <p>それでは、次の議題(2)「地域密着型サービス事業所の指定状況について」及び「地域密着型サービス事業所に関する基準の条例化について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
--	---

事務局	<p>地域密着型サービス事業所の指定状況についてご報告いたします。</p> <p>新居浜市高齢者福祉計画により公募し、決定いたしました地域密着型サービス事業所の指定状況についてご報告いたします。</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、公募により決定いたしました5事業所の内、平成21年11月1日にシニアリビングハ雲ガーデンを指定しております。</p> <p>続きまして、認知症対応型共同生活介護については、公募で決定いたしました8事業所の内、平成22年4月12日にグループホーム「サン愛」を、平成22年6月1日にグループホームLOHAS・KOTIを、平成22年6月30日にグループホームほの花を、それぞれ指定いたしました。</p> <p>最後に、小規模多機能型居宅介護については、公募で3事業所が決定しておりますが、まだ指定は行っておりません。</p> <p>お配りしている資料にはございませんが、指定を行っている認知症対応型通所介護事業所 ケアサポートセンター徳常 より平成22年7月1日から平成23年6月30日まで休止する届出がありました。</p> <p>続きまして、地域密着型サービス事業所に関する基準の条例化についてご報告いたします。</p> <p>平成21年12月15日に閣議決定された「地方分権改革推進計画」により、地域密着型サービス事業所に関する国の指定基準を平成23年4月1日までに市町村で条例を制定することとされていますが、市としましては、国からの「従うべき基準」「標準的な基準」「参酌すべき基準」の具体的な方針を待っている段階です。</p> <p>また、条例が制定できない場合に経過措置として「平成24年3月31日までは今の国基準による」とされております。</p> <p>現在は条例化の準備段階ですが、そういう流れがございますのでご報告いたします。以上です。</p>
会長	ありがとうございます。ただいま事務局から「地域密着型サービス事業所の指定状況について」及び「地域密着型サービス事業所に関する基準の条例化について」説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。
委員	(質疑応答) 条例の中身について、特に国とは違うところというのはありますか。
事務局	現状は国の基準に沿って動いておりますが、今後、条例化にあたり、市の裁量で決める事が出来る部分と、国の基準に沿って条例化するという部分と、それぞれ国により定められてくる部分があります。算定基準については、いくつかの要件を満たすことで、市独自の基準というのを定めることができるようになっているようです。その内容については、今のところまだ決定はいたしておりませんが、今後検討する余地はあると思います。

	委員 算定基準が変わってくるかもしれないということですか。
事務局	そうですね。加算の関係であったり、報酬の部分について変わることになるかもしれません。
委員	わかりました。
会長	ほか、何かございませんか。
委員	認知症対応型共同生活介護事業所グループホームについて、平成21年度の公募で、グループホームはなれ茶屋となっているのにまだ指定されていないのはなぜか。
事務局	入札が終わり、現在建設している状況です。一応予定として話を伺っているのは、8月指定予定で準備しているようです。 指定申請書につきまして書類の照会等話を伺っておりませんので、詳細が不明である事からこの場ではお話すべきではないと思い、書類上は記載しておりません。 日程の遅れている理由ですが、事業者に交付金の内示を待って事務作業を行っている状況がありましたので、交付金の内示後、設計等を始めた経緯があるため事務の都合上遅くなつたという話しさは伺っております。
委員	ケアサポートセンター徳常さんが休止されるということですが、それはなぜか。
事務局	伺っている理由では、今現在、認知症対応型通所介護の利用者は施設入所待ちの方が大部分を占められており、その中で今回の高齢者福祉計画により施設が設置され始めている状況があり、サービスに対するニーズがなくなつてきているということで今回休止をしたいという申し出がありました。
委員	地域密着型サービスというのは、この数年の間に強化しようということになっていると思うのですが、設置施設または予定施設はわかるのですが、新居浜市の第4期計画あたりでこれだけ造りたいという計画があがっているものとの整合性で、足りているのか足りていないのかというところはどうなつてているのでしょうか。 新居浜市の第4期計画がどこまで期待していいものなのか、わかる範囲でいいのを知りたいのですが。
事務局	お配りしている資料にございますとおり、第4期高齢者福祉計画におきまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、0事業所から6事業所まで追加することとなつております。グループホームにつきましては、平成21年度までに16事業所ありましたが、12事業所の新規指定を行い、合計28事業

	<p>所とする計画となっております。小規模多機能型居宅介護事業所につきましても、平成21年度までに4事業所ありますが、平成24年度までに4事業所の新規指定を行い、全部で8事業所とする計画となっております。</p> <p>その中で小規模特養につきましては、現在のところ5事業所は公募によって決定しております。グループホームにつきましては、それぞれの年度ごとに4事業所ということで公募しているのですが、平成22年度公募までに8事業所で計画通りとなっております。指定年月日の面からみると、計画年度内に事業所数を満たすことは難しい状況でございますが、計画数につきましては、計画どおりの指定・公募の予定になっております。最後にご指摘のありました、小規模多機能型居宅介護事業所につきましてですが、平成22年度公募で3事業所の公募、詳しく申しますと最後の1事業所につきましては平成23年度計画分となります。平成22年度分公募で2事業所、平成23年度分公募で1事業所というのを決定しています。その状況で申し上げますと、計画は順調に進んでいるのではないかと思います。</p>
委員	わかりました。
事務局	小規模多機能は訪問とか通いとか、いろんなかたちがあり複合的に提供するものですが、実際に宿泊と通いでは利用はどのようになっているのでしょうか。デイが多いのか、あるいは特養に近いようなずっと居たい人が多いのか、そこらへんは社会的にもいろいろ課題になっているかと思うのですが。
会長	それぞれの事業所に特徴がありますが、なかなか一概には言えないところもありますが、中にはやはり同一人物が宿泊をほぼ毎日使われていて、その後の登録が伸び悩んでいる事業所があるのも事実です。ただ、ほとんどの事業所については、泊まりよりも通いに重点が置かれています、適切に利用されていると思います。
委員	ほか、何かございませんか。
事務局	低所得の人たちが本当に入るところがなくて、今後月額が10万円を超す建物が増えている状況です。今本当によく言われているのは、5~6万円で入れるところを、ということです。ユニット型なんかも少しづつした形態にする方法もあると思うのですが、どのようにお考えですか。
委員	確かにユニット型になりますと、食費、居住費が割高になっております。ただ、今計画の担当者が不在のため、詳しく申し上げる事は出来ませんが、現在、第4期高齢者福祉計画におきましては、ユニット型としての計画で策定されていますので、それに基づいて公募をかけるしかないのが現状でございます。第5期でどのように計画していくか、考えるべきところはあるとは思います。
	県の高齢者保健福祉計画の推進委員会あたりでも、国の方針とか県の方針がユニット型を中心に整備するように指示がきているけども、現実的に見るとコストの面

	<p>とか、必ずしも一人で部屋をずっと使うことが是か非ということが、島しょ部とか中山間地の市町村でかなりでてきています。そういう意味では、地域のニーズに合わせて、住民の声とか生活のこれまでのしかたによっては一日中自分の部屋で暮らすということが本当にいいのかどうかとか、いろんな課題も全国的にでているので、地元の人たちにとってのいいことってなんだろうという目線も必要なのかなと思います。ユニット型でないと補助金とかでないですよね。そういう方向になっているのは本当にいいのかということを頭のすみにおきながら考えていただきたいと思います。特に自己負担の問題というのもあって、オープンスペースを作つて共同スペースというのですが、閉じこもり気味の人は、そんなに共同スペースに積極的にでて見えないので、複数部屋と個室部屋を選べるような環境も、今後の方向性として、ひょっとしたらまた出てくるのではないかという気がしています。</p>
会長	<p>その他、何かございませんか。 最後にその他として、事務局より報告等ありますか。</p>
事務局	<p>本日は、欠席しておりますが、4月の人事異動で、新居浜市保健センターの成人保健係長が藤繩敏子になりました。以前までは近藤珠美が委員となっておりましたが、藤繩敏子に代わりましたのでご報告しておきます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>